

社会福祉法人清湖の杜 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 8 年 2 月 20 日 ～ 令和 12 年 12 月 31 日

2. 目標

目標① 育児休業等の取得の状況に関する目標

- 育児休業を希望した労働者の取得率を 100%とする。

目標② 労働時間の状況に関する目標

- 業務の見直し（業務棚卸し）を年 1 回実施する。

3. 取組内容および実施時期

（１）育児休業等に関する取組

令和 8 年 2 月～

- 育児・介護休業法に基づく育児休業、産前産後休業、介護休業等の制度内容を社内に周知する。（社内掲示、説明資料の配布など）

令和 8 年 4 月～

- 育児休業対象者に対し、制度内容の説明および意向確認を確実に実施する。

（２）労働時間に関する取組

令和 8 年 2 月～

- 業務の棚卸し（業務内容・担当範囲・作業手順の見直し）を実施するための体制を整える。

令和 8 年度以降 毎年度

- 業務の見直し（業務棚卸し）を年 1 回実施し、業務の効率化・負担軽減につなげる。

4. その他（周知方法）

- 本計画を社内掲示板に掲載し、全従業員に周知する。